第1日目(5月27日)

議 長(峠 佳一君) おはようございます。ただいまから平成20年第1回南魚 沼市議会臨時会を開会いたします。

議 長 ただいまの出席議員数は28名であります。定足数に達しておりますので ただちに本日の会議を開きます。

なお、上村一郎君、高橋郁夫君から入院治療のため欠席、広井監査委員から公務のため欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号10番・牧野 晶君及び議席番号11番・関 昭夫君の両名を指名いたします。

(「了解」の声あり)

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期については、去る5月21日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付した会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本臨時会の会期は、本日5月27日の1日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日 5 月 2 7 日の 1 日間と決定いたしました。

議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また市長の提案理由説明は予算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本会期中の付議事件は委員会付託を省略し、市長の提案理由 説明は予算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当 部長等による説明といたします。

議 長 日程第4、第3号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

岩野 松君 ちょっとお聞きしますけれども、市税を公的年金から・・・特別徴収制度の創設にともなう規定を整備するというのは、要するに公的年金から市税をもう引き落とすというふうに考えていいのでしょうか。

そして夫婦で年金を受けている場合は、その場合の引き落としというのはどうなるかということをちょっとお聞かせください。

それともうひとつは(4)の寄付金にともなう問題ですけれども、今までの所得控除方式から今度は税額控除方式に変わるという考え方は、例えば寄付金が15万円したという場合、所得が220万円ぐらいあったところから15万円引くのではなくて、その税額が例えば1割だければ22万5,000円と出たところから15万円を引くというふうに考えるやり方なのでしょうか。そこら辺をちょっと確かめたくて質問します。

市民生活部長 後段の寄付金控除の関係ですが、今までは所得控除といいましていわゆる生命保険料控除とか社会保険料控除等と一緒の控除の段階で控除していたのです。そしてそれを引いた後に課税標準のところにいって税額が出るわけです。そうすると非常に足切りが出る部分が多いわけですが、今回は税額から直接控除するわけですのでその部分の影響というのは個人にとっては大きいということで税額から引きます。

それから公的年金の関係ですが、これは65歳以上の老齢基礎年金をもらっている人たちについて、一定の金額以上については年金から特別徴収を個人住民税をするという内容ですので、そうでないいろいろなケースがあるわけですが、公的年金をもらっている世帯、65歳以上の一定金額以上の人たちということであります。

岩野 松君 後段の方はわかりました。最初の方ですが、そうすると65歳以上の人たちで、例えば年金もそこへ 今は比較的通帳から引き落としという方が多いと思います。思いますけれども、それは年金がそこへ通帳に記入され、ほかの所得や何か稼いでいる人はそこへする通帳の中から落とすという考え方でいたのですけれども、そうするともう年金そのものが減額されて年金額として記帳されるということになるというふうに考えられるのですか。

それと市税の場合は、世帯主が全部それを請け負うということになるのですよね。ではないのですか。そこらへんもお聞かせください。

市民生活部長 前段の老齢基礎年金の口座から引き落とされるというのはそのとおりです。ですので個人が、65歳以上の老齢基礎年金をもらっている個人住民税の納税義務者に市民税が発生すれば、そこから引き落としをさせてもらうという制度です。

それからもう 1 点。個人市民税につきましては、個々、所得者個人に対する課税ですので 世帯からというのはありません。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

佐藤 剛君 関連したところですが、年金からの天引きということで今まで介護保険、そしてまた後期高齢者といろいろ年金からの天引きがあるわけですけれども。ある一定以上の年金所得者について天引きをするということですが、何から何までこうやって天引きされると、どこを基準にするかというか。どこかで総額ですれば、いろいろなものを天引きすればなくなってしまうのですよね。そこら辺の調整みたいなものは必要ないですか。介護保険でいくら、あれでもいくらというと、どこか引いた後でどのくらい残っているから特別徴収

をするとか、そうしないと非常に困ることになりかねないような気もするのですけれども。

税務課長 佐藤議員ご質問のとおり、すべてを年金からということになると、最終的には手元に何も残らないではないかと。こういう議論になるわけですが、一応今、私どもに示されている基準につきましては、前回の後期高齢者のときと同じに年額18万円以上ということで一応示されております。それで一番最初に年金から天引きの制度が始まったのはご承知のとおり介護保険でありました。その後、後期高齢者の部分が加わってきて今回は住民税ということですから、後期高齢者とは10歳ほど開始年齢が早くなるわけですけれども、そういった形で逐次の年金から天引きをされるという制度が増えてきております。

それで後期高齢者が始まったときには、いわゆる後期高齢者の部分と介護保険の部分を足して年金金額の2分の1を超えるようなものについては、年金から天引きをしないで普通徴収にしますよとこういう規定があったわけです。住民税につきましては、実際に始まるのが21年ということもあるのだと思いますが、現在私どものところに来ている部分については、まだその辺の細かい規定が届いておりません。おそらく今後政省令等で具体的な手法についてこちらの方に示されるのだろうということでありますが、今のところそういった枠組みが条例の中に織り込まれたという内容になってございますので、今後またこれらのことが明らかになり次第、みなさんの方にお知らせをしたいというふうに考えております。

牛木芳雄君 いまのことに関連をするわけですが、後期高齢者の医療の問題でも、年金から天引きされることが皆さんに知れわたってから、非常に不満、不安が出てきて今こういう状態になったわけです。我々も、広域連合に私は出ていますから、そういうことを広域連合にも市の方にも口をすっぱくなるほどにきちんと説明をして、皆さんから理解を得るようにという話をしていたのです。当事者はそこまで考えていなかった。当事者というのは支払う方ですけれども。その場になってからああいう大騒ぎになったわけでして、今回もたぶんこれと同じようなことになるだろうというふうに予想されるわけです。

そうするとやはり天引きするのはいいか悪いかというのは、これは両論あるわけですけれども、やはり丁寧に丁寧に、きちんと納得いかれるように、1年以上猶予があるわけですから、それはやはりきちんとやらないとまた後期高齢者の天引きの二の舞と。これは今度は直接市の方に来るわけですから非常に大きな問題になると。今、佐藤さんあるいは岩野さんからの指摘があったように、年金から天引きは、一番簡単な方法でとりっぱぐれがない方法ですから、これはやはりきちんとそれなに対処をしていかないと大騒ぎになりますよ。その意気込みをちょっと聞かせてください。部長。

市民生活部長 議員が言われる内容につきましては、後期高齢者の関係で今、日本全国でものすごい問題になっているわけです。PR不足であったと、いわゆる説明不足であった、理解不足であったということについては、私どももそうであったというふうにも言わざるを得ませんし、国自体もそのことは認めていてそこについては配慮が欠けたということであります。まさにそのことに尽きるだろうと思いますので、議員言われることにつきましては、最大限私どももPRをして理解を得ながら制度の移行をしていきたいと思います。が、これ

は国の法律の関係でありますので、その以下の部分は一生懸命取り組ませていただきたいと いう考えであります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「議長、19番」の声あり)

議 長 反対者の発言ですが、反対ですか。

笛木信治君 第3号報告 南魚沼市税条例の一部改正についてであります。非常に多岐にわたっております。地方税法改正によるものでありますから多岐にわたっておりますが、株式の上場、減免制度その他について細かいことはそれでいいとしても、この年金からの特別徴収制度、これを制度として決めるということには反対であります。

今ほど質疑の中にもありましたが、後期高齢者医療制度の中でこれがやはり大きな問題になっております。南魚沼市でも 1,700件を超える問い合わせが役所の方へ寄せられているということでありますから、市民の皆さんの大きな関心の的になっておりますし、全国的にはこのことから悲観して自殺をしたというようなお年寄りがあるということも報道されております。

政府は天引き、天引きと言うなと。引き落としだというようなことを言っておりますが、 引き落としというのは当事者の了解を得た上でやるわけですから、天引きの場合は全く了解 を得ておりませんから全く質が違いますね。だから国民の皆さんの怒りがあるわけで、私は 65歳以上の皆さんの国保税その他を年金から天引きするというようなことをやれば、非常 に大きな国民の皆さんの怒りが集中するだろうというふうに考えております。これは理解を 求めるというようなことではなく、こうした方向を廃止するのが妥当であるというふうに思 いますので、本改正案に反対するものであります。以上。

議 長 つぎに本件の承認に賛成者の発言を許します。

議長討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第3号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市税条例の一部改正について)本件は提出のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第3号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第5、第4号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市都市計画税条例の一部改正について)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。まず本件の承認に反対者の発言を許します。

議 長 本件の承認に賛成者の発言を許します。

議長討論を終わることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 お諮りいたします。第4号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市都市計画税条例の一部改正について)は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第4号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。 議 長 日程第6、第5号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民 健康保険税条例の一部改正について) および日程第7、第6号報告 専決処分した事件の承 認について(南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 一括して質疑を行います。

岩野 松君 今度新しく国民健康保険に後期高齢者支援分というのが創設されるという 説明ですが、それについての一般の保険者へはそこの区分もちゃんと、支援金分がお宅の場 合いくらですよというのが出るというふうに考えていいのですか。そこをお聞かせください。 市民生活部長 個々に対する通知ということで理解してよろしいでしょうか。(「はい」 の声あり)

それは国民健康保険税の税額はいくらということで総額で行くものでありますので、一般分がいくら、いわゆる後期支援分がいくら、介護分がいくらというようなことでは行かない。 行きません。(「介護分は別口でしょう」の声あり)失礼しました。介護は行っていますが。

岩野 松君 そうすると一般の国保の人たち、75歳以下の人たちには、それはまとめて国保の税額ということで、最高が59万円の中の数値として出てくるというふうに考えてよるしいのですか。今度最高額は59万円になるのですよね。

市民生活部長 後ほど第64号議案で、今度は平成20年度に賦課する部分の説明が入ります。今は5号、6号の専決の内容について説明させてもらっていますので、ちょっとこんがらかるかもしれませんがすみません。

岩野 松君 では、そこについては明記はされないというふうに、一般の人たちは支援 金分がいくらかというのはわからないというふうに考えてよろしいのですか。 市民生活部長 大変申し訳ありません。その部分は今すぐに調べて、この議会中に報告をさせてもらいます。ちょっと今その詳しい部分がわかりませんので、後ほど調べてご報告をさせていただきます。

和田英夫君 基本的なそんなことがわからないようでは非常に残念でありますが、よく調査をして報告を願います。市長にお伺いしますが、たまたまここに後期高齢者の医療制度が出てきましたので、今、国をあげてこれが議論、話題になっているわけです。そこで私も去年来、県の広域連合に1年出ていた絡みもありまして。つまり県単位の広域後期高齢者医療制度ということは、県のいかなるところにおいても同じ医療サービスが受けられるという内容の後期高齢者の医療制度だというふうに認識しているのです。

だとすると仮に、今はご承知のように医師不足なり病院のいろいろな問題で場所によっては、例えば新潟市や長岡市そういう大都市と違って、お年寄りが同じような医療サービスを今、新潟県下で受けられる情勢ではないような気がします。その辺の認識と、ある面ではこの悪評高い後期高齢者医療制度は、お年寄りを大事にしようということはそれはそれでいいわけですけれども、どうもこの制度自体、あるいは後期という名前自体、非常に評判が悪いわけです。そのへんは国会の議論は議論として市長はどういう認識で。

今のこの提出された議案についてはここでいろいろ言ってもならないわけでありますから、 国の方の上位法の関係ですから私どもも賛成はしますが、非常に問題のある医療制度だと思 いますけれども、市長はどういうご認識でいられるか。

市 長 前段の医療を受ける部分でありますけれども、これはやはり隔たりが現実としてあるということだと思っています。やはり高度医療を受けられる地域とそうでない地域が現実に存在しておりますので、これはやはり隔たりがあると。ですので、なるべく早く私どもの地域は基幹病院等の建設を進めて、医療がきちんと受けられるような地域にしていかなければならないと思っておりますけれども、現実的にはそれはあるというふうに認識はしております。

後期高齢者医療制度についてでありますけれども、制度そのものが私は間違いだと思っていません。今のまま、例えば老人保健制度に返してやったとしますと、これはいわゆる若年者の負担がとにかく上がりすぎて医療制度が崩壊をするか、若い皆さん方が本当にそれこそ今度は反旗をひるがえすかということになりかねませんので、私は所得的な部分を考慮した中で、お年寄りの皆さん方から一定程度の負担をしていただくというこの制度そのものについては全くこのとおりだと思っています。

ただ、先ほどちょっと話が出ました説明不足という部分と、そのネーミングというところに非常にこだわっている部分があります。「後期高齢者医療制度」というのがネーミングとして適当かどうかと言われますと、私どもは配慮不足でしたか、そういう制度だという部分に入ったときに、わりあいすっと入ったのです。ところがその年齢に達した人たちは、非常にそれは不愉快だ、差別しているとか、分けているとかというふうにとらえられるという部分があるとすれば、これはネーミングですから、別にネーミングなんか今何か考えている長寿

医療制度ですかそれが私は別にいいとも思いませんけれども、そういうところに問題があったというふうに認識をしておりまして、制度そのものは私は大枠を崩すべきではないというふうに考えております。

ただ、これによりましてこの支援分が、今まで私どもの地域というのは医療費が非常に低く抑えられました。抑えられたというか健康であったということでしょうね。ですので、老人保健に拠出する金額以上の支援金を出さなければならない。医療費が低いにもかかわらず高いところを全部均すわけですので、若干その支援金分が今までより多くなるという部分はちょっと不満ではありますけれども、これは県下一律、負担が一律ということを考えますとそれも致し方ないという部分もあるというふうに考えておりますが。この制度そのものは私はこれを堅持すべきだというふうに思っております。

和田英夫君 私は若者の負担感を少なくしてお年寄りを大事にするという方向性の考え 方はいいと思うのですが、市長、いみじくも県下の受けられるサービス体制がまだ整ってい ないということを市長も認識をあらわしました。つまり、県単位の広域医療制度の土台がで きないうちに、2階、3階を作ったこの医療制度というのは、やはりそこには私は無理があ るという認識なのです。

だとすれば、平均的な医療体制、受けられる体制をまず作って、しかるのちに県一つの単位のお年寄りの医療体制という、これが順序だと思うのですけれど。応分の負担は取るような制度を作りながら、さあ病気になってみたら私のところは受けられません、ここは十分に受けられると。これでは非常に不均等だという認識を私は持っているわけですけれども。お年寄りを大事にしようということについては、その思いは市長と同じですが、いわゆるまだ環境づくり、あるいは説明不足という面では非常に問題がある制度だというふうに思います。一部同感したところもあるわけですが、市長、どうですか。

市 長 先ほど触れましたように、県下が一律に医療サービスを受けられる体制になっているかという、それはそうではないということを申し上げております。ですので、そういう面では早くそういうふうにしていっていただかなければならないということですが。ただ、それを待ってこの制度を取り入れるということについては、ある意味では百年河清を待つという部分にも等しいというところがあるような気がします。

この制度を一律に医療サービスが全部受けられる地域、ではそうなりますと今度は県一律ですから、東京と比べるということは言いませんけれども、県下で医療サービスが一律、全部均等に受けられる地域にしていくなどということは今のところ、それは早くなってもらいたいと思いますけれども、とても見通しがつかないわけであります。見通しのつかない部分をずっと言っているよりは、まず医療制度そのものの崩壊を防ぐという方向にまず走ったということだと思いますので、それはそれで理解しなければならないと思います。和田議員のおっしゃるとおり、一日も早く医療サービスがどこででも一律に受けられるという体制づくりに、また私たちは努力していかなければならないものだというふうに思っております。

笛木信治君 1点お聞きをします。高齢者医療支援制度を創設するということですが、

今ほどの議論にもありましたけれども、これはあれでしょうか、国保会計として前のいわゆる老人医療会計を支援する形での国保会計の規模と、それから高齢者医療制度、この支援金を決めた場合の国保会計とすればどうですか。これ負担は、今ほど市長が当市では老人医療の医療費は少なかったと。けれども県下均されるから多くなるのだという話があったのですが、前の老人医療の関係との対比で増えるとすれば何パーセントぐらい増えるのか。

市 長 パーセントといいますとちょっとあれですけれども、この後の国保税の条例ですね、64号議案で出てまいりますけれども、間違いなく老人医療制度の際に拠出していた金額より支援分の方が多くなっている、そういうことであります。では、率そのものはわかったら率も申し上げます。

市民生活部長 個人世帯あたりの比較で申し上げますれば、後ほど64号議案の資料についてございますが、一人あたりでは全体3つの部分を合わせますと17.28パーセント上がるということで、世帯あたりでは10.96上がるという内容であります。(「それはそれで支援分と老人保健拠出分だけの差額ではないでしょう」の声あり)違います。ですので老人保健と今の支援分の比較をするというのが、ちょっとどうしてもできない仕組みといいますか。私もその資料が欲しかったのですがなかなかありません。ですので、こういう一人あたりの部分とそうでなかった場合どうかという比較の資料しかできませんが、その点はちょっとお許しをいただきたいと思いますが、そんな状況であります。

笛木信治君 わかりましたが、これは前の所管事務調査でも部長の方から説明があったので、そのときは当然お年寄りの皆さんは高齢者医療の方で保険料を負担するわけですから、減るというのが常識的な考え方だというような答弁もあったわけです。私もそう思っていたのですけれども、ところが実際には17パーセントも増えると。これは今ほど市長が言われましたように県下を均すわけですから、南魚沼市が努力をしてお年寄りの皆さんが健康なお年寄りの皆さんが多かったというわけですか。そういう関係からいうと他の地区の部分を負担しなければならないというような状況も出てくるわけで、これは大きくなれば大きくなるほどそういったふうな差は出てくるわけです。そういう意味でもそういうところの是正、あるいは目先を利かせるというか、そういう細かい配慮がまことに足りないのがこの高齢者医療制度ですが。

こうした中でもう1点お聞ききしたいのですが、我々住民の側からすると負担が増えるわけですけれども、県や国は高齢者医療制度支援、こうした国保からの支援金を決めるというような措置をやる中で、県や国はどの程度の負担が増えているのか。あるいは減っているのかどうなのか。

市民生活部長 国全体でどのくらいこの制度に移行してということについての数字はつかんでおりませんが、制度の仕組みといたしまして、高齢者が1割を負担してもらうと。それから残りの部分で4割は若い人たちからの支援金だと。あとの5割は国が公費を入れるという制度仕組みです。したがって、では国が今まで老人保険制度やったときの負担金とどうだかという比較はできません。ですので大変、今の質問にこれだけ国が減って地方へこれだ

け負担が増えたというようなことが申し上げられませんので、答弁はできませんけれども、 制度の仕組み自体はそういう仕組みです。そこで国ばかりもうかるような仕組みを無理やり 押し付けてくるということは到底考えられないわけでありますので、国も応分の負担はして いくものだろうというふうに理解をしているところであります。

市民生活部長 先ほど答弁の方が保留になっておりました通知の関係ですが、それぞれ3つの支援金分、一般分、介護分と分けて、わかるような形で通知を差し上げるということでありますのでご理解いただきたいと思います。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 第5号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)に対する討論を行います。

まず本件の承認に反対者の発言を許します。

岩野 松君 5号報告と6号報告のあわせた専決処分の案件・・・

議長ちょっと待ってください。6号はやめてください。

岩野 松君 はい、わかりました。南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について反対の立場で討論に参加いたします。後期高齢者医療が決められることによって、非常に国保の会計もややこしくなったということをまず私は指摘したいと思います。それで事務職員やそれからそれに関わる人たちが本当に大変な思いをされているというのも、肌で感じるようなことを時々私も思います。

今の中で特に新しく設けられました、40パーセント分なのでしょうか、若年層65歳以下の国保に対してそれを分断して支援金を出すという形は、今までも聞くところによると年寄りがいばっているという声も聞きましたけれど、本当に片隅に追いやられる。それをまた国の制度が助長する仕組みになるのではないかと私は思っております。

「お前がたの分がこれだけ俺らまた負担させられるのだ」という思いをあの支援金というのは創設 今まで老人保健の中であったのですけれどもそれがやはり目の当たりにくるというのは、非常にそういう意味での、国から家庭の中まで年寄りを大事にしない風潮を作る、女的な言い方ですけれども私はそれに対しても承服することができません。

それから医療サービスについてもより充実させると言いますけれども、確かに先ほど市長がおっしゃいましたように、努力した自治体は国保が低いところもあるのです。高齢者が非常に多くても。そういう努力をこの後期高齢者というのは無にする形も創設してしまいました。それにより発生する問題ではありますけれども、本当に今回のこの制度に含めた形は私は認めるわけにはいかない、そういう立場で討論に参加しました。よろしくお願いします。

議 長 次に本件の承認に賛成者の発言を許します。

議長討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第5号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)本件は提出のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第5号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 第6号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)に対する討論を行います。

まず本件の承認に反対者の発言を許します。

議 長 賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。第6号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について)は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

反対の声がありますので、起立による採決を行います。本件を承認することに賛成の諸君 の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第6号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 日程第8、第7号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市手数料徴収条例の一部改正について)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

岩野 松君 経験がないものでちょっとお聞きしますけれども。原稿には例えば第1のところの戸籍謄本・抄本又は記録事項証明というのがありますが、記録事項証明というのは例えばどういうことを指すのかちょっとお聞かせください。

市民生活部長 今はコンピューターでそれぞれ管理されておりますので、そこで管理を されている部分についても同じ扱いでいいですよ、ということ等を含めた部分の記録証明事 項です。(「という意味ですか」の声あり)はい。

岩野 松君 そうすると中身が変わるということではないというふうに考えていいわけですね。はい、わかりました。

市民生活部長そのとおりです。

議 長 18番・岩野君に。ちょっと発言するとき気をつけてください。

議長質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。第7号報告 専決処分した事件の承認について(南魚沼市手数料徴収条例の一部改正について)は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第7号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。 議 長 ここで休憩をいたします。休憩後の再開は11時といたします。

(午前10時43分)

議長休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

議 長 日程第9、第8号報告 専決処分した事件の承認について(平成19年度 南魚沼市一般会計補正予算(第7号))を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

総務部長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

牧野 晶君 19ページの19款、給食費実費徴収金。これはどういうものなのかについてと、あとそれと22~23ページの民生費の妊産婦医療費助成というこれは、健診を2回を5回にしたやつで余ったということなのかについて。その辺ちょっと説明を聞きたいのですがよろしくお願いします。

教育次長 19ページの給食費実費徴収金が159万5,000円ほど増になっております。これにつきましては大和給食センター、六日町学校給食センターも給食費の設定が小学校で193日、中学校で190日というふうな設定をして徴収をしているわけですが、その設定した日数よりも多くなったということで、ここで歳出、歳入同額を計上させていただいたものです。

福祉保険部長 妊産婦医療費助成金の減額でございますけれども、これにつきましては 平成19年度の決算見込み額としまして200万円ほど減額するものです。これにつきましては受給者証を申請した翌月から出産した月の翌月の末日まで、保険診療に関わる自己負担金の全額を補助すると。(「そっちの方ですか」の声あり)実績見込みです。 牧野 晶君 後段についてはわかりました。給食費についてですけれども、お金が入ってきているということですが、前々から給食費だけは未払いで滞納者がいて時効になった分があるというふうにお聞きをしているのです。ただ、それも時効の援用をしないということでちょっと宙ぶらりんの方がいる。これは保育料や町営住宅などはそういうふうになっている方はいないというふうに聞いているのですが、給食費に関して去年だったか私がちらっと聞いたのは10何人だか滞納している方がいて、その中で大半の方は誓約書を書いたり、いくらか払ってくれたということで対応しているという話を聞いている。ですが、何人か・・・一人というふうなお話をちらっと聞いているのですけれど、なかなか話を聞いてもらえないというか、なかなか対応がどうのこうのという話を聞いているのです。

それでそれを私がちょろちょろと聞いた話では、滞納整理委員会の方でいろいろ話が出たのか出てないのかちょっとわからないですけれど、どういうふうな。要はもし、滞納して時効になっている方がいるのであれば、時効の援用をされてしまうと取られないという人がいるのであれば、私は宙ぶうらりんというのは良くないと思うのです。お願いに行っている、お願いに行っていると去年の9月とか7月ころからずっと行っていて、今まで話を聞かないのであればいっそのことけりをつけるべきではないのかなと私は思うのです。

要は払わないでいいよというのか、それとも裁判する。私はもう公平性の観点から裁判でも何でもして、内容証明をしていついつまでに払ってくれない、サインをしてくれないのであれば裁判しますからね、ということをするのが筋だと思うのですが。そこのところ、額があまりないから正直裁判までやる、要は裁判までして費用がかかった割りに実入りが少ない。ひょっとしたら負けるかもしれないということでやる気がないというふうな話を、そういうふうな視点もあるというふうな感覚を聞いたのですが、滞納整理委員会のトップである副市長はその点。要は金額が例えば裁判費用が25万円かかるのであれば、10万円しかない滞納者はもう全然、全然裁判とかしていかないよというふうなつもりなのか、そういうふうな視点があるのかどうなのか。

要は何でもしっかりとやっぱり公平性の観点で裁判費用はいくらかかるけれども、しっかりと対応をしていく。また強くやっていくという姿勢も私は大切だと思うので、そういうふうな視線はあるのかないのか。どういうふうな考え、根本的な考え方を、金額が簡単に言えば25万円以下のやつは全然裁判しないでもうやっていくよというつもりなのか。その点の考え方を教えていただければと思います。

副 市 長 今、牧野議員からの発言の具体的な事案ですが、この件につきましては主管課の方では、いわゆる不能欠損扱いをしないというふうに聞いております。あくまでも徴収に向けて努力をするということでありますので、今ほどの具体的な事案については不能欠損しないというふうにまず前段ご理解をいただきたいと思います。

それから一般的な形の中で、今ほど発言がありまして、弁護士をたてるとやはり最低費用が25万円ぐらいかかるそうです。弁護士をたてないで簡易な形でやりますと費用的には1万5,000円ぐらいで済むということであります。でありまして問題は費用対効果がどうか

ということですが、これは個々の案件によっても必ずしも取り扱いが一定にはならないというふうに私どもは理解しています。全部が全部線を引いて何でもかんでもそういう形にするのかというと、前々から税一般についてですが、いわゆる生活困窮者などについてはこれは当然そういう形はとらない。払えるだけの能力があるにもかかわらず払わないということであれば、場合によれば今ほどお話しましたように費用としては簡易であれば1万5,000円ぐらいでできるのであれば、これはやはり一罰百戒の観点からやはりやらなければならないとこういうふうに思っております。ですから今ほど牧野議員が発言しましたように、すべての案件をどこかに線を引くということではないというふうにご理解をいただきたいと思います。

牧野 晶君 一律に線を引くわけではないというのであればその答弁は答弁でいいのですが、前段の部分の方のその方については今後も根気強くということですけれど、1年経っても何もアクションをしてくれない方に、どういうふうなアクションを次に考えているのか。その具体例のその人ということではなくて、1年も何もない、書いてくれないのであれば次に何かをしなければならないのではないですかと私は思うのです。その具体例ではないですよ。先ほど学校給食のことを言いましたけれどそれではなくて、例えばそういう場合はではどういうことをするのか、考えられるのか。

不能欠損にしないというふうな考えがあるのであれば、不能欠損しないにはもっと。では、この方法でお願いしても書いてもくれないしお金も取れないのであれば、次にどういうふうにしなければいけないかというのは考えてあるのかないのか。どういうふうに考えているのかその点、副市長は今どういうふうに考えておられるのか、よろしくご答弁お願いします。

副 市 長 まず滞納審査委員会におきましては、基本的には主管課の意向をまず尊重になるわけです。ですので今ほども申し上げましたように、主管課の方でこれは負担の公平からいっても簡単には不能欠損扱いしないということであれば、主管課の方針に沿った形でまずやってもらうと。これが原点です。

そしてその後、おっしゃるように時間がかかってどうも前へ進まないようであれば、それはまた再度審査会の方から主管課の方にその辺を問いただした中でしかるべく、今ほど牧野議員がおっしゃったように次の段階の指導という形は、審査会をもってとりたいとこう思っております。

(「議長、10番 牧野」の声あり)

議 長 3回終わってますけどね。

牧野 晶君 3回やった。・・・2回ですよね。

(「許可をもらえばできる」の声あり)

ちょっと答弁が足りないが6月やります。

阿部久夫君 1点お聞きいたします。16ページの国庫補助金の問題ですが、大崎小学校の改築工事ということであがっています。こういった学校問題を今回の中国の地震で、非常に学校の耐震については国でも早急にまた検討していくというようなことを言っています。

これは学校ばかりではなくて保育所関係もこういったいろいろな問題があるわけですけれども。そういったことについて今は国もそう言っていますが、市は今後その教訓に対して、どのように耐震やそういった公共施設について積極的に、今まで以上に取り組むのか。今までの計画どおりに進むのか。そこの点についてちょっと1点お願いいたします。

市 長 公共施設の耐震化という部分につきましては、私どもの市はいち早く学校の体育館これは全部やったわけであります。今、中国の地震の影響を受けて国の方では、耐震化の補助率を上げるとかそういうことをおっしゃっていまして、これは我々にとっては朗報であります。どの程度になるのかはまだはっきりわかりませんが、財政的に補助率アップによってなんといいますか先食いができるとか、そういうことが出れば一日も早く該当する建物の耐震化を図っていきたいというふうに考えております。

もう少し詳細がはっきりするまでまだ具体的な答弁はできませんが、そういう心構えでやっていきたいと思っております。できれば今までやった分についても補助金アップ分をくれやというぐらいのことも言いたいと思っていますが、それがどう出ますかわかりませんが。そういう状況であります。

阿部久夫君 大変わかりました。やはり今回の地震によっていろいろな保護者の皆さん方、また市民の皆さん方もそういった学校の安全や保育所の安全等は非常に心配している方が大勢います。ぜひ、そういった前向きな検討をしていただきたいというふうに思っています。終わります。

松原良道君 22ページの4款の衛生費の中で、1点こじつけで聞きたいのですけれども。市長や担当課長はどういうふうに把握しているのかわかりませんが、五十沢の小川ハイランドの件です。これが最終的に今、県やらがどういう指導をしているのか。最終的に市がそのことの責任を、補正を組んでまで片付けなければならないような状態が発生するのか。そして市としてどういうふうな把握をして、その方にどういう指導あるいはお願いをしているのか。その辺を1点お聞かせ願います。

市 長 この件につきましては、この後全員協議会の中で現状報告とそして今後の対応についてご説明申し上げようと思っておりましたので、それでよろしいでしょうか。

松原良道君では、そういうことでいいです。そこでみっしりします。

岩野 松君 21ページの民生費のことですけれども、特に生活支援事業、それから心身障害者医療事業が減額になっております。最近、福祉のそういうのが非常に減額、減額というのが数字的にも表れておりますけれども、先ほどの説明では県からのあれも減ったからだという言い方もありましたが、実際にはやはり自立支援法ができまして利用者が利用しにくくなった部分も多いのではないかと私は考えております。そういう意味でこの19年度中の減額の理由についてもう一度お聞かせください。

福祉保健部長 この今回の補正につきましては決算見込みによる各数値の精査と、こういうふうになっておりますが、今、岩野議員がおっしゃったようにこの問題につきましては、 岩野議員も度々本会議でこういう質問をなさってその度に私どもは答弁をしているわけです けれども。この障害者の自立支援法につきましてはいろいろ問題点もありまして、国自身が 今プロジェクトチームを立ち上げましてその、なんといいますかいかにこの制度をうまく運 用していくかについては、種々委員会等も立ち上げまして研究をしているところであります。

したがいまして今回のこの補正の減額の中身につきましては、そういう影響もあるかもしれませんけれども個々に中身の精査までしたわけではございませんので、今回は利用実績に基づく補正と、そういうことで答弁をさせていただきます。

佐藤 剛君 1点だけ19ページですけれども、諸収入の国際大学学部開設促進期成同盟会の負担金精算金というところです。この部分につきましては合併に伴いまして、構成団体がいろいろやりづらくなったといいますか実状に合わなくなったということで、期成同盟会解散すると。その話は承知しておりました。その精算金だと思いますのでここにあがっている金額についてはいいのですけれども、合計でどのくらい精算金としてあったのかという点と。

それで期成同盟会解散になりますけれども、国際大学の学部設置または4年制大学誘致というところは進めていくのでしょうけれども。と思いますが、それらの方針といいますか、そこら辺が期成同盟会に変わる方針が出ていたらお知らせをいただきたいと思います。国際大学との包括協定を結んで現状の中での連携というのは理解できるのですけれども、一歩進めた学部設置というあたりの考え方をお願いいたします。

市 長 前段の方は後ほど総務部長がお答えいたします。後段の方ですけれども、今おっしゃっていただいたように期成同盟会そのものは活動がずっと休止しておりましたし、もうそういう期成同盟会を組織しながらやっていくということではなくて、私どもは今国際大学に対して学部設置、これは理事会の中でも正式に私も発言しておりますし、県の方もそれに関して一応発言いただいております。

ただ、では国際大学がそれができるかできないかこれはまだわかりませんけれども、県も 国際大学を生かすにはやはりあそこに4年生の学部の設置。国際大学でなくても何かの形で、 いわゆる4年生の大学を設置する方向がいいことだろうということで、県と今それぞれ方法 等についても随時話し合っている最中です。

北里学院にもそのことは申し上げまして、協力を要請もしているところであります。ただまだ先が見えたということではございませんので。今、国際大学の方が小林理事長が退任の意向をちょっと示しております。まだどうなるかわかりません。その後任と目されている方にも一応お会いをして、そういう地元の要望はそうだということでお話をして、その話の内容の理解は得ていると。ただ、先立つものがございますのでどうなるかまだわかりませんけれども、いずれにしてもあそこに4年生の学部の設置、これは悲願でありますので全力をあげて取り組みたいと思っております。

総務部長 精算額の総額でございますが、463万8,000円になっております。以上であります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。第8号報告 専決処分した事件の承認について(平成19年度南魚沼市一般会計補正予算(第7号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第8号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。 議 長 日程第10、第9号報告 専決処分した事件の承認について(平成19年 度南魚沼市観光施設特別会計補正予算(第2号))を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

産業振興部長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。第9号報告 専決処分した事件の承認について(平成 19年度南魚沼市観光施設特別会計補正予算(第2号))は提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第9号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。 議 長 日程第11、第64号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

笛木信治君 1点お聞きします。介護納付金にかかる部分でかなり大幅な引き上げになっていますが、これは我々からしますといわゆる介護の部分では支援介護度2以下ですか、要支援2以下はかなりの部分の介護を切り捨てているのですよね。買い物はだめだとか、ヘルパーさんが買い物に行ってもだめだとか。ああだとかこうだとかいいながら切り捨てをしてきているわけですけれども。

そうした中でなお納付金については引き上がるというのは、全く逆で納得できない。国はまた別な形でこの介護制限をしていこうという方向があるようですが、こうなるとますます保険あって介護なしという当初から言われているフレーズが全くそのとおりだという思いになるわけです。ここはどうなのでしょう。どういうことからこういうふうになっているのか。

市民課長 人数は若干減っておりますけれども、納付金につきましてはほぼ前年並みであります。ただ昨年の場合、繰越金で800万円一応税の減額のためにあてておりましたので、その分が今年についてはないということで、全体では上がったというような形になっております。

笛木信治君 そうするとあれですか。今までよりも、個々の介護納付金については増額 にならないということですか。

市民生活部長 説明の中で、それぞれ介護保険は一応3年間を一定期間として保険料を定めて、それぞれ過去2年間の部分の精算行為も含めまして、全国一律に各保険者に加入する人数によって指示をして来る金額でありますので、その金額をいたずらに私どもが動かすことができないわけです。ただ、その一番上の部分が膨らんでくるという部分というのは、今言われたようないろいろな部分で介護度が切り下げられていながらなぜ上がるのかという部分もそれは要因としてはあるのでしょう。けれども、直接なんといいますか介護度が要介護支援の低い人を切り離していながらなぜ上がるのかということにつきましては、指示された金額をそこの保険者が抱える被保険者の所得に応じて納めなければならないわけですので、私どもはそこのところはどうしても意図的に下げたり上げたりということはできない仕組みです。制度全体が言われるように、なんといいますか矛盾があるのであれば、そこは国の方で直していただく以外に私どもは手がないわけですが、現状のところでは保険者が納めなければならない指示された金額を、所得に応じて割り出したという内容でございます。

和田英夫君 先ほどの議論に通じるわけですが、先ほどはお年寄りの年金天引きで説明不足だと今、大騒ぎになっているわけでありますけれども。今度はこれは国保加入者に新たに支援金としてご負担を願うわけですから、これらについて厚生労働省なり社会保険事務所あたりから加入者に対し親切に説明・・・いわゆるお金をもらうわけで説明するような指導なり通達はありましたか。

市民生活部長 お答えいたしますが、通達的に必ずこういうふうにやれということではなくて指導的には、そこは丁寧にお答えをして、年金からの特別徴収にしかり、それから支援金部分についても支える仕組みについて丁寧に説明をして理解を求めなさいという指導と

いうのは国からまいっております。

和田英夫君 時間もあれですから。具体的にではどうするのだということも聞きたいわけで、私は。国保の先ほど言ったように医療分、介護分、今度は支援金分というのがここへ加わるわけです。そこで私は毎年6月の頃いただく国保の納付書を見ると、今までも医療分と介護分というのは確かに表示されています。表示されているが、実に事務的に、計算は間違いではないが、よほどそのつもりになってみないとわからないのですね。おそらく私は国保の加入者の半分以上がそこまで目を通さなくて、何期分で1期いくらだから年間いくらだと。ここはおそらく見て大変だなという認識ですが、医療分と介護分の認識をそこまで理解しているかどうかちょっと私は疑問なのです。さらに今度はこの支援金ですから。今度は全国的に非常にこれだけ話題になれば、国保の加入者もおそらく関心を持つと思いますが。

そこで、私が上部機関から指導があったかということはそういうことなのです。つまりあの国保の納付、その明細書はあれはなかなかいじられない。あれは形式、書式があるからいじられないが特に今年あたり、例えば別の用紙で個々の加入者に「あなたのお宅では例えば総額でいくら、医療分がいくら、介護分がいくら、あるいは支援金はいくらですがひとつよろしくご理解をいただきます」のような配慮が私はなければ、あんなことではなかなか皆さんよほど 私も老眼鏡をさらに強くしなければ見えないような字なのです。

それはそれでしようがないが、この時期ですからそういった新たな後期高齢者の負担ですから、そういうご配慮があるかないか。社会保険の関係も、これはもちろん今までも介護分が、おそらく今度は支援金がそれはそれで入ると思いますが、今日は国保の関係ですから、そういう配慮の考え方があるのかないのかちょっとお伺いします。

市民生活部長 言われることはそのとおり、理解を求めるのはそのとおりだろうと思います。どういう形で理解を求めるかというのは別にいたしましてわかりやすく、算出の根拠はこうで、今年加わった介護の高齢者支援金分はこうだというのがわかりやすいような説明パンフですか、等ができれば、一緒に同封してやることについては考えていきたいというふうに思っております。

寺口友彦君 65歳以上75歳未満の方は、選べば後期高齢者医療制度に加入はできるわけでありますけれども、その部分はわが市のこの国保ですがどの程度お考えになったのか。 そこをお聞きしたい。

市民生活部長 65歳以上から75歳の後期高齢者医療制度に行く場合の、一定の障害のある方でございますので、他の人たちが行く、行かないという判断ではないわけですから、そこには枠がはまっています。ですから個々が選択をする部分というのは極めて狭いですので、65歳から75歳の一定の障害のある方がそこに行くということです。市の方で何人ぐらい該当がいて何人ぐらい行かないかというのはちょっと今ここに資料がございませんが、ほぼ全員の方が移られているのだろうというふうに私は思っております。詳しい数字は調べて。

本人に通知をして加入の是否について確認した後に移行をしてもらっていますので、本人

の意思がそこに反映しているという考え方でございます。

(「議長、19番」の声あり)

議 長 笛木さん、1回やっていますが。

笛木信治君 一つ忘れて。だめならだめでいいです。もし、許可してもらえれば。

議長質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 第64号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する 討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

笛木信治君 第64号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について反対の立場で討論をするものであります。あれこれは言いませんが、相次ぐ国保税の引き上げであります。これは現今の経済情勢からいいまして、市民には耐え難い負担になると考えるわけであります。後期高齢者制度への支援金ということもあります。それへの対応ということもありますが、こうした相次ぐ増額に対してまた滞納が発生するということも考えられるわけでありますけれども、新たに年金からの特別徴収というようなことも制度化すると。65歳以上について年金からの天引きというようなことも決められるわけでありますが。

こうしたことから年金に対する市民、国民の思いが変わってくるのですね。そうするとそれに対してもまた政府は防御措置をとっています。年金保険料を滞納した場合には国民健康保険の保険証を制限することもできるということも、これは各自治体が申請すればそれがやれるということでありますが、そこまでやるかということであります。

そうしたようにこの相次ぐ国民健康保険税の引き上げ、医療給付費の10パーセント近い 積立金もあるわけでありますので、ぎりぎりやはりここは引き上げない努力をするというの が本筋ではないかと考えますので、本案に反対するものであります。以上。

議 長 つぎに原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第64号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって第64号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第12、第65号議案 財産の取得について(胃がん健診車)を議題 といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

牧野 晶君 10ページ、その他の3番目に載っている「保証期間を納入検収後1カ年とする」これですけれども、機械に関しては1年ぐらいというのはわかるのですが、車の部分と機械の部分があるわけですよね。車部分というのは考え方によると、今は5年もしくは10何キロ保証などというのをやっているわけです。機械部分はだいたい1年だとか、ヤマダ電機では3年、5年とかそういうのがあるわけですけれども、車部分に関しては1年とかそれは短いのではないのかなと思うし、機械部分に関してもなぜ1年というふうになっているのかその点。車全体で1年というふうな考えなのか。そうすると保証期間が短くないですか、と私は思うのですが、その点どういうふうな考えがあるのかよろしくお願いします。

総務部長 保証期間は検収後1年間とするということでございますが、きっちりした説明ができません。これは車を購入したりするときはほとんどこういう形でやっているのではないかと思いますが、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

議長牧野さん、それでいいですね。調べさせていただくということで。

牧野 晶君 はい。

議 長 ほかにございませんか。

岩野 松君 こういうのはまことに不慣れというかわからないのですけれども。先ほどの説明ではこの2社が全国シェアのほんとんどをあれしていると言いましたが、ほかにはこの胃がん健診車を作っている会社というのは国内ではあるのかないのかと、どれくらいの割合でこれがもし2社しかなかったら使われているのか。もし、わかったらお聞かせください。

総務部長 先ほど私が申し上げましたように、全国的に東芝製のX装置と日立製のX装置が二分していると。だからもうほとんどその会社以外はないというふうな理解でさせてもらったと。調べていけば本当に小さくあるかどうかは別にしても、二分しているということで2社を指名させていただいたということでございますのでご理解をお願いします。

和田英夫君 非常に積極的に評価をする事業ですが、これは実際、納入場所は南魚沼市内ですから想像はできるのですけれど、これを活用して管理運営といいますか健診事業の具体的な考え方をお聞かせください。

総務部長 これは確かに予算のときにも議題になったと思いますが、魚沼地域胃集団検診協議会に貸与するものでございます。よろしくお願いします。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 お諮りいたします。第65号議案 財産の取得について(胃がん健診車) は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第65号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は全部終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

議 長 平成20年第1回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。どうもご苦労さまでした。

(午前12時03分)